

日野市告示第194号

令和4年度労働報酬下限額について

日野市公契約条例（平成30年日野市条例第1号）第8条第1項の規定により、令和4年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和3年10月4日

日野市長 大坪 冬彦

工事及び製造以外の請負契約の労働報酬下限額 1,075円

【適用期間】 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで